

御案内

令和 7 年 1 0 月 2 8 日

関係各位

藤枝市役所都市建設部住まい戦略課

藤枝市優良田園住宅建設計画の認定手続等に関する事務取扱要綱等の改正について (お知らせ)

優良田園住宅の建設の促進に関する法律（平成 10 年法律第 41 号）の趣旨及び本市の優良田園住宅の建設状況等を踏まえ、藤枝市優良田園住宅建設計画の認定手続等に関する事務取扱要綱（平成 29 年藤枝市告示第 204 号。以下「事務取扱要綱」という。）及び藤枝市開発許可技術的指導基準（平成 8 年藤枝市告示第 9 号。以下「指導基準」という。）の改正を下記のとおり予定しておりますので、お知らせします。

記

1 改正内容

- (1) 優良田園建設計画認定申請者（以下「申請者」という。）を住宅の建築主に限定する旨を事務取扱要綱上に明記します。（市内全域対象）

申請者を住宅の建築主に相当する者に限定します。

特に複数戸を建設（一団の住宅地を形成）しようとする場合、申請者が土地の造成と住宅の建設を一体的に行う計画のみが認定の対象となります。

- (2) 大洲地区における複数戸の建設計画の場合、調整池を必置とする旨の規定を指導基準に設けます。

2 改正後要綱等の公表予定時期

令和 7 年 1 2 月上旬頃

3 改正後要綱等の施行日

令和 8 年 4 月 1 日

4 その他

- (1) 現行の要綱等に基づく優良田園建設計画認定申請(以下「認定申請」という。)については、令和8年3月31日(火)までに提出することを要します。

ただし、複数戸に係る認定申請については、これに係る土地利用計画承認申請を令和7年12月10日(水)までに提出し、遅くとも令和8年3月末までに承認を受けることを想定しています。

なお、令和7年12月10日(水)以降に提出する土地利用計画承認申請については、改正後の要件に基づく土地利用計画であることを要します。

- (2) 土地利用計画承認申請書中の事業の目的欄及び土地利用事業計画書中土地利用事業の目的欄には、「優良田園住宅建設事業」と記載してください(宅地分譲事業や宅地造成事業といった文言は使用しないでください)。
- (3) このほか、一戸の建設計画の場合(調整池を設置しない場合)の雨水流出抑制施設(雨水浸透ます等)の設置に関して、新たな要件を設けることを検討しています。決定次第、市ホームページ上でお知らせします。
- (4) このお知らせの内容は、あくまで予定です。改正内容、改正時期等が変更となる場合があることを御了承ください。

問合せ先

藤枝市役所都市建設部住まい戦略課住宅政策係

電話番号 054-631-5750

メールアドレス sumai@city.fujieda.shizuoka.jp